

## 第5回エコツアーリズム推進会議 幹事会資料

エコツアーリズム憲章	1
エコツアー総覧	3
エコツアーリズム大賞	15
エコツアーリズム推進マニュアル	25
モデル事業	37
エコツアーリズム推進パンフレット	41

# エコツーリズム憲章

## ( 1 ) 目的

- ・エコツーリズムの基本理念や行動指針、理想的なあるべき姿を、行政、民間事業者、ボランティア、地域住民や一般国民など様々な立場の人に、特に「旅行者」に対して分かり易く提示する。
- ・上記のような様々な立場の人が一つの憲章を共有することで、連帯と連帯意識を醸成する。
- ・事業や行動の展開の中で迷ったときに、立ち戻る原点と位置づける。
- ・エコツーリズムに国を挙げて取り組む姿勢を内外に示す。

## ( 2 ) 基本的考え方

- ・旅行者、行政、民間事業者、ボランティア、地域住民や一般国民などすべての人がエコツーリズムに関わりがあることを理解し、エコツーリズムを推進していくために「基本理念」および「行動指針」を提示する。

## ( 3 ) 方法

### 1 ) 提唱主体

- ・エコツーリズム推進会議において議論を経て、制定する。

### 2 ) 文章の構造

- ・既存のほとんどの「憲章」と同様に「前文」+「箇条書きからなる主文」の形式とし、前文で基本理念を、主文で行動指針を示す。

### 3 ) 分量と普及方法

- ・関連するポスター、看板、出版物等に掲載しやすくして、広く周知を図るために、出来る限り1ページの中に収まるようにする。

### 4 ) スタイル

- ・エコツーリズムは、全ての組織・人が関係者であるという趣旨を含めつつ包括的内容とするものの、旅行者に対して語りかけるように分かり易く記述する。

#### ( 4 ) エコツーリズム憲章 ( 案 )

ひとびとが、自然や環境、文化を発見する旅に加わり、  
そうした旅人を受け入れる地域を、みんなで作っていけば、  
この国土のすみずみにまで、個性に満ちた自然や文化があふれ、  
もっとゆたかな生き方を楽しむことができる。  
自然の中に新しい光を見る、  
「エコツーリズム」はそのための提案です。

ゆっくりと見回してみよう。  
見えなかった色がみえてくる。  
気がつかなかった香りにきづく。  
聞こえなかった歌がきこえてくる。

森がどこまでもひろがっている。  
どこまでも空がひろがっている。  
風がそっと通りすぎる。  
水が落ちて、土を潤す。  
私たちのふるさととは、ここにある。

自然は優しい。温かく、大きい。物知りだ。  
また、時に荒々しい。時にはひどく荒々しい。  
人のくらし、歴史や文化は、そうした自然とともに育ってきた。

もっと自然を知る。  
自然のいのちと人のいのちを共振させる。  
そういう旅をしよう。  
ゆったりと呼吸し、  
ゆっくりと見回し、  
おおらかな一歩をしるしたい。

大自然を体感し、身近な生きものたちとふれあい、  
地域の自然と文化を知る。  
自然と文化を受け継いでいく。  
元気な地域にする。  
「エコツーリズム」は、この3つを実現し、ずっと続くことを目指します。

## エコツアー総覧

### (1) 目的

- ・全国で展開されているエコツアー情報をインターネットにて公開することにより、旅行者が情報に効率的かつ素早くアクセスできるようにする。
- ・旅行者がエコツアーを自分の旅行スタイルとして選択できるように内容を紹介し、エコツアーへの参加を誘導する。
- ・情報提供者間での情報交換や連携などにより、よりよい棲み分けや競争、連帯意識の醸成を促し、日本におけるエコツーリズムの質の向上を図る。

### (2) 基本的考え方

- ・「エコツアー総覧」として、全国で実施されているエコツアーおよびエコツアーを提供する宿や交通機関の網羅的な情報を提供する。
- ・掲載ツアーについては、エコツーリズム推進会議において討議されたエコツーリズムの考え方をふまえているという自覚をもち、かつ提示する最低限の基準をクリアすることを条件とする。
- ・エコツアープログラム推奨制度等とのリンクを図り、質的評価も提示できるようにする。
- ・将来的には外国語による表記も行い、海外からのアクセスも可能とする。
- ・サイト自体を環境省その他のサイトとリンクさせることにより、利用者の利用便益と情報提供者へのインセンティブを確保する。

### (3) 掲載対象

#### 1) 部門の設定

次の3部門を設定することとする。

エコツアー部門

宿泊施設部門

交通機関部門

#### 2) 掲載の要件

エコツーリズムの実現( )に向けて「地域の自然や文化などの情報提供」または「地域の自然や文化の保全に配慮した設計や運営」に取り組む

事業者や、そこが提供するサービス内容を掲載する。尚、具体的な取り組み内容はサイトに掲載する。

例えば以下のような項目のいずれかに該当するものを掲載することとする。

#### 地域の自然や文化などの情報提供

- ・ガイドによる解説や情報提供が行われている
- ・ガイド以外の専門家や関係者による解説や情報提供が行われている
- ・パンフレットやポスターなどのツールによる解説や情報提供が行われている
- ・ビデオ上映や演劇による解説や情報提供が行われている
- ・ディスプレイやサインによる解説や情報提供が行われている
- ・図書館や資料室が設置されている

#### 地域の自然や文化の保全に配慮した設計や運営

- ・接客に当たるスタッフが環境に配慮した設計・運営について理解している
- ・利用エリアの自然回復事業を実施している
- ・土地利用計画や利用のルールを定めている
- ・外来種の侵入を防止している
- ・ゴミの減量のために特別な工夫を行っている
- ・エコツアーの紹介や情報提供が行われている（宿泊・交通のみ）
- ・エコツアーを実施している（宿泊・交通のみ）
- ・低公害型の車輛を使用している（交通のみ）
- ・開発の際には地域の自然や文化に対する影響を最小限にするよう努力している（宿泊のみ）
- ・建物には地域の素材や伝統的な様式を採用している（宿泊のみ）
- ・再生可能なエネルギーの使用に取り組んでいる（宿泊のみ）
- ・自然に配慮した給水・下水設備を採用している（宿泊のみ）
- ・地元の食材を取り入れている（宿泊のみ）

( ) エコツーリズムの考え方

(第1回推進会議資料「エコツーリズムに関する国内外の取り組みについて」p.2より)

エコツーリズムとは、

自然の営みや人と自然との関わりを対象とし、それらを楽しむとともに、  
その対象となる地域の自然環境や文化の保全に責任を持つ

観光のあり方である。

そのことにより、

旅行者に対しては、自然や地域に対する理解が深まり知的欲求を満足させる

地域資源に対しては、自然環境が保全され、または向上する

観光業に対しては、新たなニーズに的確に対応し、新たな観光需要を起こす  
ことができる

地域社会に対しては、雇用の確保や、経済波及効果、住民による地域の再発  
見により、地域振興につながる

などの効果をもたらすものである。

#### (4) 内容

##### 1) サイトの設計方針

- ・サイトの名称を「全国エコツアー総覧(仮称)」とする。
- ・前述の(3) ~ に示した事業の実施者による情報投稿によりデータベースを作成し、公表する。
- ・投稿者の登録をウェブ上で受け付け、募集情報に合致する事業を実施し、サイトの規約を遵守する者を投稿者として認め、ID及びパスワードを発行する。投稿情報は、登録者から受け付ける。
- ・投稿条件に合致した情報であれば、それ以上の質的なレベルの評価は行わず投稿を受理するが、場合によっては掲載を拒否する場合もある。
- ・情報閲覧は、時系列・地域別・ジャンル別・事業者別による一覧表および検索システムによって行い、一覧表から個別情報を引き出せるようにする。
- ・ツアー等のように実施期間が限定されるものは、掲載期間を設定し、超過したものは削除する。
- ・将来的には、日本語以外の言語での紹介や、掲載情報の評価システムを付加させる。
- ・年間の掲載情報をとりまとめ、「(仮) 年度エコツアー年鑑」として希望者に頒布する。
- ・環境省や国土交通省など推進会議関係者のホームページ等とのリンクを張り、アクセス窓口を多く設定する。

##### 2) 掲載情報の募集方法

- ・「募集要項」を作成し、開設時まで全国の情報を収集する。
- ・情報募集の告知先案：

全国自治体(都道府県・市町村)  
各省庁ホームページ(エコツーリズム推進会議メンバー省庁)  
自然保護関連団体(日本自然保護協会、日本環境教育フォーラム他)  
エコツーリズム関連団体(日本エコツーリズム協会、各地エコツーリズム協会他)  
観光関連団体(日本旅行業協会、全国旅行業協会、日本観光協会、日本交通公社他)  
旅行業者(各旅行業者)

- ・パンフレットを作成し、適宜配布する。

5) エコツアー総覧開設までのスケジュール

月	コンテンツ作成	システム設計
4	募集告知作成	(委託先決定)
5		設計開始
6	告知・募集開始	
7		試行 開設

6) 募集要項記載項目案(別紙)

7) サイト構成マップ案(別紙)

(5) 体制

- ・エコツーリズム関連府省連絡会が継続する3年間は、同会との連携を保ち、情報提供の円滑化や運営上の課題解決などを図る。



# 全国エコツアー総覧 募集要項

あなたの地域や組織で実践しているエコツーリズムへの取り組みをご紹介します。

エコツアー 体験プログラム 宿 交通機関の情報をお寄せ下さい！！

## 「エコツアー総覧」とは

旅先で、その土地ならではの資源や人と出会う体験は、地域との関わりの忘れがたい記憶を旅人に残し、自然や地域を愛する心を育てます。

エコツアーは、各地域の自然や、自然と共に生きる人々の暮らしや文化とふれあい、楽しむ旅のかたち。

「全国エコツアー総覧」は、全国でエコツアーを提供している地域や事業者と旅人とをつなぐ、インターネット版エコツアー情報サイトです。

## 皆さんの情報で作るサイトです。

「全国エコツアー総覧」は、エコツアーや、地域で実施している体験プログラム、エコツアーに適した宿、環境に配慮した交通などの情報を皆さんに提供していただくことによって成り立つサイトです。

旅行者は、このサイトを見て自分のスタイルに合ったツアーや宿、交通機関などを知り、自分の好みに合ったツアーや、すぐれたエコツアーを選ぶことができます。ツアーの主催者は、他の地域のツアーを見て参考にすることができるでしょう。

「全国エコツアー総覧」は、日本全国で、より質の高いツアー体験の提供と、旅人の参加の機会が増えていく、そんなサイトを目指しています。

## 掲載対象

掲載対象は次の3部門に分かれています。

エコツアー部門 往復の旅程を含む総合的ツアー  
旅先で参加できるツアー

エコツーリズムをめざす宿泊施設部門

エコツーリズムをめざす交通機関部門

エコツーリズムの実現に向けて、次のいずれかにあてはまる取り組みを行っている事業者やサービス内容を掲載します。

地域の自然や文化などの情報提供

例えば・・・

- ・ガイドによる解説や情報提供が行われている
- ・ガイド以外の専門家や関係者による解説や情報提供が行われている
- ・パンフレットやポスターなどのツールによる解説や情報提供が行われている
- ・ビデオ上映や演劇による解説や情報提供が行われている
- ・ディスプレイやサインによる解説や情報提供が行われている
- ・図書館や資料室が設置されている

地域の自然や文化の保全に配慮した設計や運営

例えば・・・

- ・接客に当たるスタッフが環境に配慮した設計・運営について理解している
- ・利用エリアの自然回復事業を実施している
- ・土地利用計画や利用のルールを定めている
- ・外来種の侵入を防止している
- ・ゴミの減量のために特別な工夫を行っている
- ・エコツアーの紹介や情報提供が行われている（宿泊・交通のみ）
- ・エコツアーを実施している（宿泊・交通のみ）
- ・低公害型の車輛を使用している（交通のみ）
- ・開発の際には地域の自然や文化に対する影響を最小限にするよう努力している（宿泊のみ）
- ・建物には地域の素材や伝統的な様式を採用している（宿泊のみ）
- ・再生可能なエネルギーの使用に取り組んでいる（宿泊のみ）
- ・自然に配慮した給水・下水設備を採用している（宿泊のみ）
- ・地元の食材を取り入れている（宿泊のみ）

## 応募資格

このサイトでいうエコツーリズムとは、自然の営みや人と自然の関わりを楽しむとともに、その対象となる自然環境や文化の保全に責任をもつ観光のあり方のことです。

そのことにより、旅行者の知的欲求を満足させ、自然環境の保全・向上が図られ、地域の雇用確保や経済波及効果、住民による地域の再発見などが促されることをねらいとしています。

このサイトには、エコツーリズムの実現を目指し、3つの応募対象のいずれかに関する取り組みを実施している地域団体または事業者で、サイトの規約を遵守する者であれば、個人・法人を問わず、誰にでも応募資格があります。

## 応募方法 <http://ecotour-jp.com> (仮)

情報の投稿をウェブ上で受け付けます。

<http://ecotour-jp.com>

手順は次の通りです。

サイト (<http://ecotour-jp.com>) にアクセスし、指示に従って投稿して下さい。

「規約」を読む。同意すれば以下の手順で投稿できます。

投稿者登録フォーマット(\*1)に書き込み -->>送信

ID、パスワードを取得

ID、パスワードでアクセスし、情報提供フォーマット(\*2)をダウンロード

フォーマットに書き込み「エコツアー総覧受付」に送信

投稿するには投稿者登録が必要です。登録者以外は情報の投稿ができません

投稿していただくためには、まず「投稿者登録」をしていただきます。これは情報の信頼性や正確性を高めるためのものです。皆さんが設定する ID と、サイト管理者が発行するパスワードを発行しますので、これらを使い情報登録・修正を行っていただくこととなります。

投稿していただく方は、その情報登録に責任を持てる主催者、企画者、発行、発売、販売、宣伝などを行う当事者に限ります。部外者が推薦というかたちで情報を登録した場合、その情報の信頼性や正確性に疑問が生じる可能性があるからです。

投稿および掲載は無料です。

検索項目にあるキーワードに合致する情報であれば、自由に登録できます。

ただし、情報登録希望があっても、エコツアーと呼ぶには該当しないとサイト管理者が判断した場合は、断りなく掲載情報を削除する場合があります。

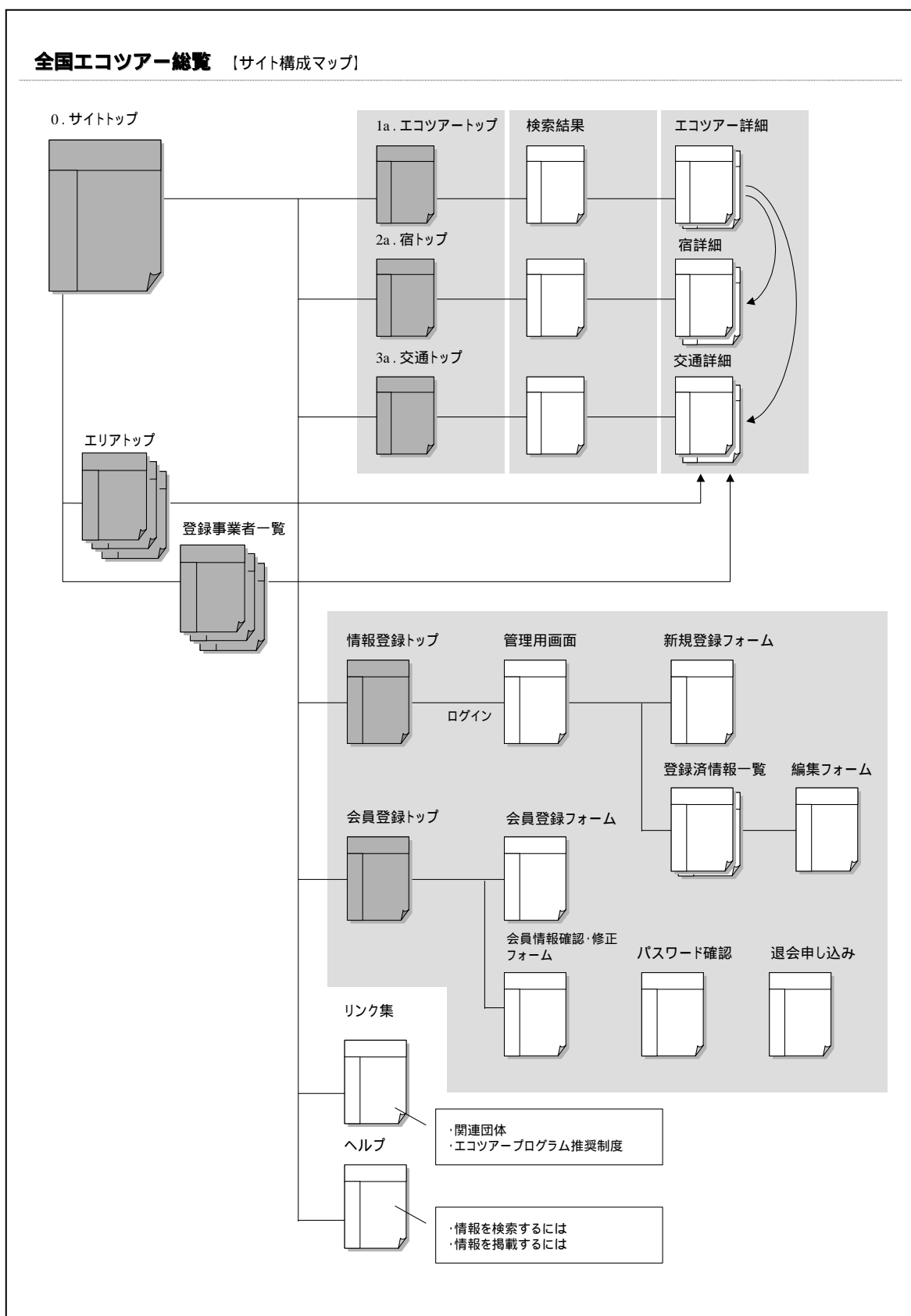
掲載情報の著作権は提供者に帰属しますが、サイト管理者にも使用权が存在します。

利用規約を必ずお読みください。

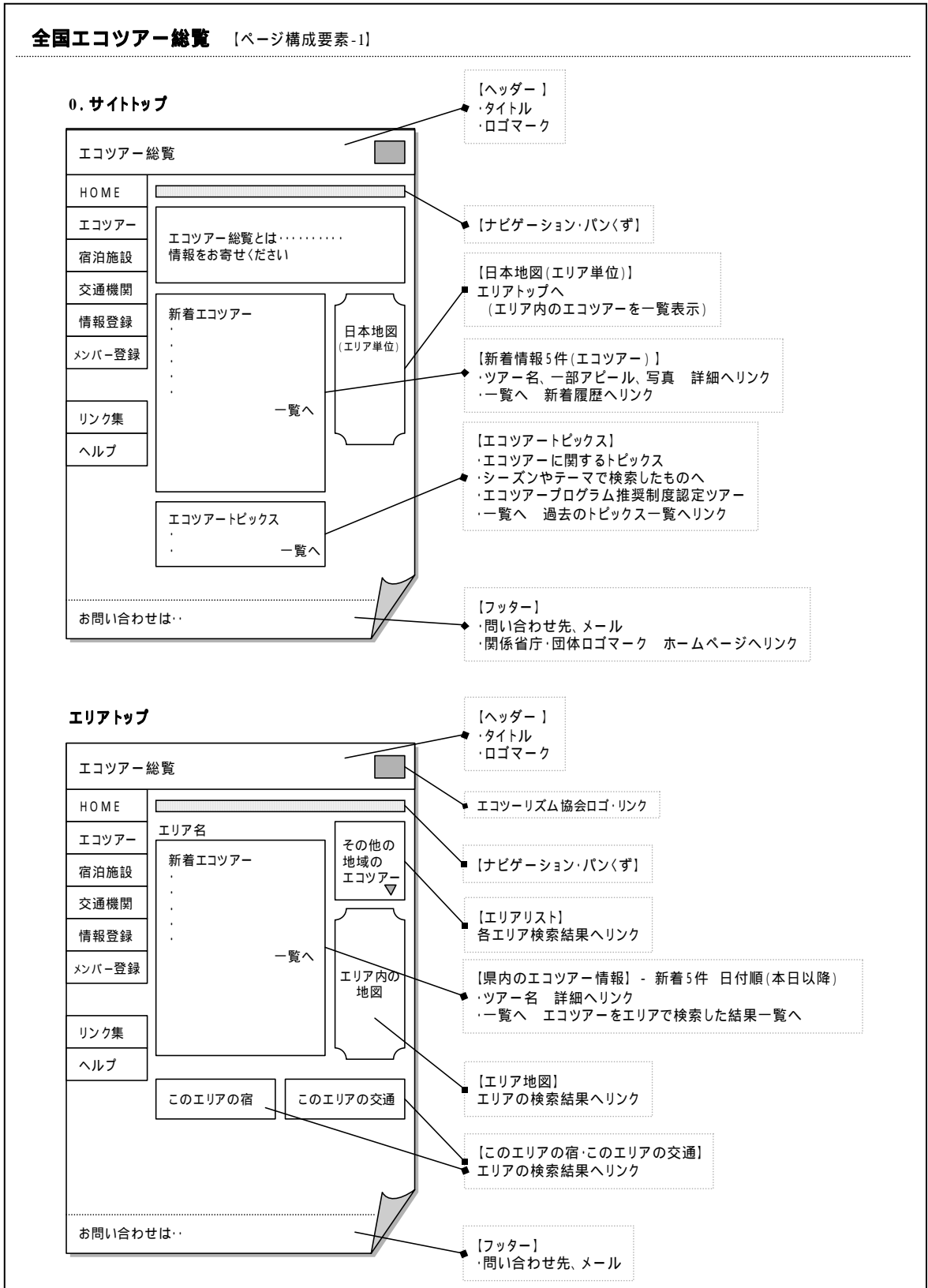
## 応募受付開始

平成 16 年 6 月 日（火）10：00AM より

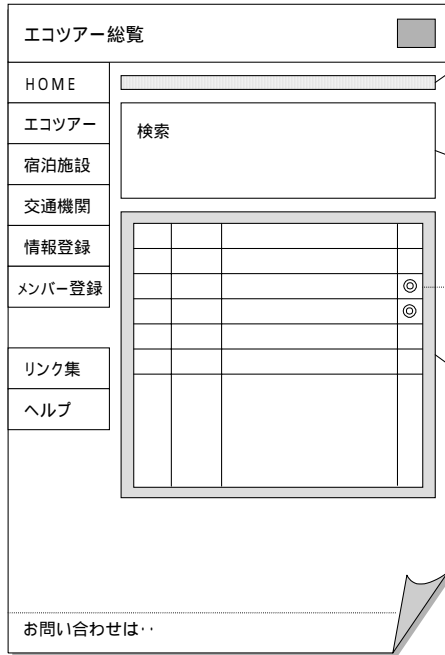
## <サイト構成マップ>



## < サイトイメージ >



1a. エコツアートップ



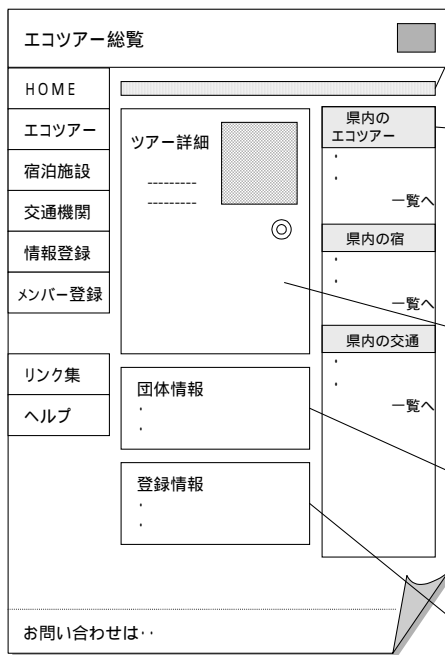
【ナビゲーション】  
 ・パンくず  
 ・ページ数・件数  
 ・前の20件へ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ... | 次の20件へ

【検索】  
 ・開催地  
 ・開催日  
 ・カテゴリー  
 ・キーワード

【一覧】  
 ・NO.  
 ・開催地  
 ・開催日  
 ・イメージ  
 ・ツアー名称  
 ・一言アピール  
 ・ツアーカテゴリー  
 ・主催団体名  
 ・評価情報  
 - エコツアープログラム推奨制度に認定されたもの

1ページ20件表示  
 デフォルトで  
 ・本日以降の日付に近いもの  
 で登録日の新しいもの順  
 ツアー名から詳細にリンク

1b. エコツアー詳細



【ナビゲーション】  
 ・パンくず  
 ・前の記事へ | 次の記事へ

【県内の登録情報】  
 エコツアー  
 ・ツアー名 詳細へリンク  
 ・一覧へ 詳細へリンク  
 本日以降開催のツアー5件  
 宿  
 ・宿名 詳細へリンク  
 ・一覧へ 県で検索した宿一覧  
 交通  
 ・交通名 詳細へリンク  
 ・一覧へ 県で検索した交通一覧  
 並び順・新着5件

【ツアー詳細】  
 ・ツアー名称  
 ・一言アピール  
 ・概要(目的地・開催日...)  
 ・詳細  
 ・評価情報(リンク)  
 ・...

【登録者の団体情報】  
 ・団体名  
 ・住所  
 ・TEL  
 ・FAX  
 ・メールアドレス  
 ・ホームページURL

【この団体が登録したエコツアーの一覧】  
 ・ツアー名  
 ・開催地  
 ・開催日

# エコツーリズム大賞

## (1) 目的

- ・エコツーリズムの展開に向けた各地域での取り組みや努力のバリエーションやユニークさを示し、地域づくりや環境への配慮、ツアー実施のあり方などについての参考事例を普及する。
- ・関係者の努力が評価されることにより、さらなる持続や質の向上への意欲を与える。
- ・選定された者同士の間での連携や情報交換などによる、さらなるブラッシュアップや連帯意識の醸成を促す。

## (2) 基本的考え方

- ・保全利用協定、ガイド認定システム、地域における組織づくり、環境への配慮においてすぐれた宿泊施設や交通機関などのような、より良いエコツーリズムを目指して良質なとりくみを進めている事業者や地域や施策を一般国民に広く推奨、紹介する。
- ・必ずしもベストでなくても、さまざまな観点から推奨できる取り組みを紹介することにより、環境保全努力や観光の質の向上を図る。
- ・受賞者は表彰式において表彰されるとともに、モニターツアーの開催(受賞者主催)、記者会見の実施、ウェブサイトや冊子の発行等により公開する。

## (3) 方法

### 1) 募集方法

- ・自治体や機関誌、観光や地域づくり関連団体のホームページ等を通じて「募集要項」と「推薦依頼」を配布し、公募と推薦により募集する。

### 2) 応募要領

#### 応募資格

- ・自治体、地域の組織団体(法人格の有無を問わない)、事業者

#### 応募対象



- ・エコツーリズムに関わる以下に該当する活動の実践事例を対象とする。
  - エコツーリズムに関わる推進団体の設立
  - 保全利用協定やガイドライン等のルール
  - ガイド認定システム等の人材育成のしくみ
  - 宿泊施設や交通機関などにおける環境への配慮
  - エコツアー等の情報提供のしくみ
  - エコツアーへの住民参加のしくみ
  - 環境保全や地域振興への観光収益の還元システム
  - エコツアーにおけるゴミ軽減、環境保全などの環境配慮のしくみ
  - エコツーリズム全体の運営システム 等

### 3) 審査方法

- ・環境省が設置する「(仮)エコツーリズム大賞審査委員会」にて審査を行い、毎年すぐれた数例を選定する。
- ・受賞対象の絞り込みは書類による審査を基本とする。
- ・表彰に際してはとくに内容によるジャンルを設けない。
  
- ・選定されたものを「賞」とし、受賞対象のうちとくに優れたものを「大賞」とする。
- ・回ごとのオプションとして特別賞(ex 環境大臣賞、サステナビリティ賞、バリアフリー賞等)を適宜設ける。

### 4) 審査にあたっての視点の例(詳細は次ページ以降)

- ・例えば下記のような選考基準を設け、審査の結果〔講評〕を公開する。
  - 事業者(ツアー事業者、宿泊施設、観光施設、交通機関等)
    - a. 良質なプログラムが提供されているか
    - b. 資源管理・保全への努力が図られているか
    - c. 地域内の連携や協力体制がとられているか
  - 地域団体(自治体、公民館等自治組織、地域団体、地域NPO等)
    - a. エコツアー支援体制がとられているか
    - b. 地域での資源管理・保全が図られているか
    - c. 持続のための仕組みが構築されているか

### 5) 公開方法

- ・選定されたとりくみは、毎年開催されている自然公園大会等の機会を利用して公表し、表彰を行う。

- ・国民がアクセスしやすいようウェブサイトで公開し、とりくみの内容を紹介する。事業者のホームページや各地域のポータルサイトへのリンクを張り、参加しやすいようにする。
- ・毎年の選定対象を「(仮)エコツーリズム年鑑」として小冊子にまとめて出版する。

#### 6) 運営体制

- ・エコツーリズム大賞審査委員会を設置する。

#### 7) スケジュール

- ・平成17年3月に第1回表彰式を開催することとする。

## 審査にあたっての視点

### 事業者（ツアー事業者、宿泊施設、観光施設、交通機関等）

#### a．良質なプログラムが提供されているか

- ・プログラムの自然や文化に対する解説の質が高い
- ・プログラムにおいて、環境教育とエンターテインメント性のバランスが良い
- ・ユニークなプログラムを実施している
- ・天候や季節の変化や参加者の種類等に応じた柔軟な対応ができる仕組みがある
- ・社会的弱者が参加できる体制になっている
- ・安全性のチェック体制や緊急時対応マニュアルがあり、定期的な訓練も実施
- ・プログラム開発のための調査・研究体制がある
- ・地域の自然や文化を解説した冊子を作成または準備している
- ・ガイド技術の質向上のための研修や講習などが行われている
- ・構成員が各種ガイド資格を得るための推奨制度がある
- ・参加者からの反応や評価を改善に反映させる仕組みがある

#### b．資源管理・保全への努力が図られているか

- ・事業者が運営する施設自体でも環境負荷軽減への取り組みがなされている
- ・環境をモニターして、プログラムや参加人数の上限を変更する仕組みがある
- ・生態系や動植物を調査・研究し、環境との付き合い方を改善している
- ・収益の一部を環境保全に還元している
- ・参加者・利用者が環境に配慮した行動ができるよう事前に必ず説明をしている
- ・各プログラム内で、環境保全の必要性について必ず解説している
- ・環境保全や環境の再生に関するプログラムがある
- ・ガイドや参加者の行動に関するルールやガイドラインを設定している
- ・ルートや移動手段において、環境負荷が少ない方法を選択している

#### c．地域内の連携や協力体制がとられているか

- ・地域の社会や文化への尊重をプログラム内で呼びかけている
- ・プログラム内で、地域の歴史や文化に接する機会や解説がある
- ・地域住民や地元 NPO がプログラムやプログラムづくりに参加している
- ・地域住民に対して、事業者やプログラムに関する情報提供をしている
- ・地域住民と話し合う機会を設けている
- ・地域との連携のための組織や体制がある
- ・事業に必要な物品を積極的に地元から調達している
- ・収益の一部を地域社会に還元している
- ・地域社会に貢献する企業ボランティア活動を行っている

地域（自治体、公民館等自治組織、地域団体、地域 NPO 等）

**a . エコツアー支援体制がとられているか**

- ・地域内で優良なエコツアーが実施されている
- ・エコツアー実施への積極的な支援策や支援体制がある
- ・公的施設などのスペースを積極的に提供している
- ・地域住民や地元 NPO が積極的にプログラムづくりに参加している
- ・地域内のホスピタリティ改善のための施策がある
- ・自治体内で、エコツーリズムの担当部署や担当者が明確に決まっている
- ・地域の自然や文化を詳細に解説したパンフレットや冊子を作成している
- ・エコツーリズムを活用した地域イメージの発信に力を入れている

**b . 地域での資源管理・保全が図られているか**

- ・地域住民が環境保全や地域美化運動に積極的である
- ・地域の景観保護など、観光資源の保全・発展に関する施策を実施している
- ・地域の環境や景観保全のための条例やルール、ガイドラインを制定している
- ・地域の施設や交通機関において、環境負荷を軽減する施策を実施している
- ・地域住民への環境教育を実施している
- ・学校教育でも地域の自然や文化に関する教育に力を入れている

**c . 持続のための仕組みが構築されているか**

- ・事業者、地域住民、行政など間でのエコツーリズムに関する連絡組織がある
- ・伝統文化の保護・育成に成功している
- ・地域の自然や文化に関する調査・研究体制がある
- ・農林水産業、食品業、工芸、伝統芸能等の育成策が成功している
- ・地域でのエコツーリズムに関する戦略を設定している
- ・自治体の長期計画等で、エコツーリズムの戦略が明確に位置づけられている

応募者を評価するにあたっては、これらの項目のいずれかの点について、ユニークかつ先進的な取り組みをしているものを評価する方法と、多くの点をバランス良く実現しているものを評価する方法の2通りが考えられる。

#### (4) スケジュール --エコツアーリズム大賞の選定プロセス

表彰式(エコツアーリズム大会)を平成17年3月に実施すると仮定した選定プロセスは以下の通りである。

7月

0. 体制づくり  
審査委員、事務局体制の構築  
規定の決定、募集要項発行

8-10月

1. 応募(大賞決定6ヶ月前~4ヶ月前)  
年初にその年の応募規定を公開する(審査委員から呼びかけも平行実施)  
ウェブサイト、紙により募集開始  
3月上旬に応募締め切り

11月

2. 一次審査  
審査委員会事務局が、応募時に提出されたデータをもとに、「一次審査」を実施  
応募対象が審査対象となりうるかを判断し、該当しないものを取り除くことを目的とする

12月

3. 二次審査  
審査基準が示す様々な視点から検討を加えて、審査対象の質を判断し、優れているポイントを積極的に発見する  
一部の応募については応募者からのヒアリングを行う  
ヒアリングの実施は事業者の姿勢等を聞く際に必要  
これらの検討と情報収集を経て「エコツアーリズム賞」対象を決定する

1-2月

4. 大賞・特別賞審査会(対象決定1ヶ月前)  
「エコツアーリズム賞」の対象の中から、その年のベストを選ぶことを目的として審査を行う

二次審査の段階で特別賞の候補とされた対象の中からよりすぐれたものを選ぶ。その際現地確認を行う  
特別賞決定後、大賞を決定する

3月

5．表彰式と記者会見

3月に表彰式を実施し、受賞者によるプレゼンテーションを行う

記者会見をおこない、受賞対象を発表する

発表は Web サイト、広報誌、関連機関誌などで公表する

4月

6．大賞記念ツアーの実施（任意）

受賞者は記念モニターツアーを実施する（受賞者主催）

5月

7．公式記録（冊子）の発行（2ヶ月後）

受賞対象をまとめた冊子を発行する

## 募集要項案

キャッチコピー（未定）

### 1. 募集内容

エコツーリズムに関する優良な取り組みを募集し、受賞対象を選定します。  
例えば以下のようなものが挙げられます。

- エコツーリズムに関わる推進団体の設立
- 保全利用協定やガイドライン等のルール
- ガイド認定システム等の人材育成のしくみ
- 宿泊施設や交通機関などにおける環境への配慮
- エコツアー等の情報提供のしくみ
- エコツアーへの住民参加のしくみ
- 環境保全や地域振興への観光収益の還元システム
- エコツアーにおけるゴミ軽減、環境保全などの環境配慮のしくみ
- エコツーリズム全体の運営システム 等

### 2. 募集対象

優良な取り組みを実施している事業者または地域団体

### 3. 賞の内容

賞状、 ロゴマークの使用

### 4. 応募資格

- (1) 事業者（ランドオペレーター、宿泊施設、交通機関、主催旅行業者等）
- (2) NGO 等、観光協会等の地域団体、自治体などの組織・団体。

### 5. 応募期間

平成 16 年 8 月 日～10 月 日（締め切り日必着）

### 6. 応募点数

問いません。

### 7. 提出物

・ 応募に必要な提出物は以下の通りです。

- (1) エントリーシート（ フォームをダウンロード）

- 1)組織・団体について  
名称、 設立年、 代表者名、 メンバー数、 活動主旨、  
活動場所、 活動内容
- (2)取り組み概要( フォームをダウンロード)
  - 1)地域概要  
資源の特徴(自然・文化・歴史等)  
地域におけるエコツーリズムへの取り組み
  - 2)応募理由とする取り組みの内容、アピールポイント
- (3)地図(活動位置が分かるもの)
- (4)取り組みを紹介する写真5~10点
- (5)取り組みを紹介する資料(記事、パンフレット等)

## 8. 応募規定

- ・(1)エントリーシート、(2)とりくみ概要はフォームをダウンロードし、ワード形式で作成し、CD-ROM 1枚に焼き付けてお送り下さい。
- ・(3)写真は、紙焼きまたはデジタルデータでお送り下さい。デジタルデータの場合は、上記のCD-ROMに焼き付けて下さい。紙焼きの場合、デジタル化は不要です。写真の裏側に提出者名を書き、そのままお送り下さい。
- ・提出物は返却いたしません。
- ・提出物の著作権は提出者に帰属しますが、使用权は大賞事務局ももつものとし、受賞対象を公表する場合がありますので、提出に当たっては写真等の公表許諾を得た上で応募ください。

## 9. 審査委員

- ・学識経験者
- ・旅行会社
- ・文筆家、芸術家
- ・NGO等

## 10. 審査基準

- ・審査は次の視点で行います。  
事業者(ツアー事業者、宿泊施設、観光施設、交通機関等)
  - a. 良質なプログラムが提供されているか
  - b. 資源管理・保全への努力が図られているか
  - c. 地域内の連携や協力体制がとられているか



地域団体（自治体、公民館等自治組織、地域団体、地域 NPO 等）

- a．エコツアー支援体制がとられているか
- b．地域での資源管理・保全が図られているか
- c．持続のための仕組みが構築されているか

11. 審査方法

- ・審査委員会により、一次審査（書類選考）と二次審査（ヒアリングや現地訪問を含む）により選定をおこないます。

12. 審査結果の通知

- ・審査結果は 月頃に にて公表いたします。受賞対象者には 月頃、個別に連絡をいたします。

13. 応募問い合わせ先

14. 主催

- ・環境省

15. 共催

- ・日本エコツーリズム協会

16. 後援

- ・関係府省

17. 協力

# エコツーリズム推進マニュアル

(エコツーリズム推進のための手引き書の作成)

## (1) スケジュール

平成 16 年

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| 5月21日    | 第5回幹事会において、概要の検討   |
| 6月2日     | 第3回推進会議において、概要の確認  |
| 6月下旬(予定) | PDF版を環境省ホームページにて公開 |
| 10月(予定)  | 出版                 |

## (2) 成果物の公表

### 1) インターネット

概要をもとにした原稿を作成し、環境省ホームページにPDF形式で公開する。

### 2) 出版

内容を調整し、一般書籍として出版する。

タイトル(案): エコツーリズム推進の手引き

監修 : 環境省

編集 : エコツーリズム推進会議

(巻末に推進会議および幹事会委員一覧を掲載)

執筆者 : エコツーリズム推進会議幹事会委員および事務局

発行部数 : 3,000部(初版)

販売価格 : 1,500円(予定)

( 3 ) 成果物の目次と概要

\* 概要は案の段階であり、執筆途中に変更する可能性がある。

目次	概要
<p>第1章 概論</p> <p>1-1 . エコツーリズムについて</p> <p>( 1 ) エコツーリズムの概念</p> <p>( 2 ) エコツーリズム推進の利点と課題</p>	<p>エコツーリズム推進会議の考えるエコツーリズムの概念や、推進の方針などを整理する。(エコツーリズム推進会議の資料のまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコツーリズムとは、「自然の営みや人と自然との関わりを対象とし、それらを楽しむとともに、その対象となる地域の自然環境や文化の保全に責任を持つ観光のあり方」である。</li> <li>・ エコツーリズムを適切に進めていく上で、 ガイダンス(地域の自然や文化に対する知識や経験の案内)と ルール(地域の自然や文化を保全・維持するための取り決め)を検討することが重要である。</li> <li>・ ルールとは地域の自然や文化を保全・維持するための取り決めであり、ガイダンスとは旅行者に向けて地域の自然や文化に対する知識や経験を案内することである。</li> <li>・ ルールの策定により、地域の自然環境や文化の保全に責任を持つ観光のあり方が具体的に示され、ガイダンスの実施により、地域の自然や文化を深く理解し、楽しむ観光が実現される。</li> <li>・ エコツアーとは、原生的な自然におけるガイドツアーや特徴的な野生生物とのふれあいに限らず、自然の営みに触れる観察会への参加活動や環境教育を主目的とした学校団体の活動なども含む。</li> </ul> <p>( 図表 ) エコツーリズムの概念  ( 囲み記事 ) エコツーリズムの様々な定義  ( 囲み記事 ) エコツーリズムの歴史  ( 参考 ) 全国エコツアー総覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコツーリズム推進の利点は、旅行者のニーズに対応する 観光事業にメリットをもたらす 地域の活性化に役立つ 自然環境や文化の保全に役立つ ことである。</li> <li>・ エコツーリズム推進の課題は、 エコツーリズムの認識に関する課題 エコツアー参加者の増加に向けた課題 エコツーリズムに取り組む地域や事業者の増加に向けた課題 が挙げられる。</li> </ul> <p>( 囲み記事 ) エコツアー参加者の状況  ( 図表 ) エコツアーへの参加意向の推移  ( 図表 ) エコツアー参加者数の推移  ( 図表 ) 宿泊観光レクリエーション旅行量の推移  ( 図表 ) エコツアー参加意向の推移</p>

<p>1-2 .エコツーリズム推進プロジェクトの枠組みづくり</p> <p>( 1 ) エコツーリズム推進の目標と方針の確立</p> <p>( 2 ) エコツーリズムの実施体制の構築</p> <p>( 3 ) 資源調査の実施</p> <p>( 4 ) エコツアー実現のための基盤整備</p> <p>( 5 ) 資源の保全・管理・活用のための基盤整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体や広域エリアでエコツーリズムを推進する前に、地域の現状をふまえた目標の設定と、エコツーリズムを推進することを決定する合意形成プロセスが必要であることを述べる。</li> <li>・エコツーリズムの開発のために必要な基盤整備と、基本計画として網羅すべき内容、ステップフローについて述べる。 (事例) 経済性の追求と資源の保全が目標( フィジー国アンバサ村 ) (事例) 地域文化の継承( 沖縄県竹富町西表島 ) (事例) 農漁業の参加の活性化( 沖縄県東村 )</li> <li>・エコツーリズムの構想段階において整備する事項として、エコツーリズムの推進のための実施体制の構築について述べる。</li> <li>・実施体制において参画が望まれる主体論と、コーディネータとオペレータという役割分担論について触れ、後者については人材育成のしくみづくりが不可欠であることを述べる。</li> <li>・人材育成に関してはその考え方と事例を挙げる。</li> <li>・大切な視点として地域とのつながりや、雇用や資金分配など地域への還元につながる体制が必要であることを述べる。 (事例) 市役所にエコツーリズム推進室を設置( 東京都小笠原村、長野県飯田市 ) (事例) エコツーリズム協会の設立( 西表島、北海道その他 ) (事例) NPO 型コーディネート組織が核に( 山形県西川町 ) (事例) 北海道アウトドア協会における人材育成のしくみ</li> <li>・資源調査の必要性和進め方について述べる。調査すべき資源、調査方法、調査結果の科学的検証、共有の方法などの方法論を明らかにする。</li> <li>・資源調査は継続性が必要であり、常に行う活動であることを述べる。 (事例) 「宝探し」による調査( 岩手県二戸市 ) (事例) 研究者参加による調査( 沖縄県南大東村 ) (事例) 資源調査の項目と手法( 沖縄県西表島 )</li> <li>・エコツアーはプログラムを核として、交通機関、宿泊施設、ガイドやインタープリターなどの要素がそろって実現する。それらエコツアーの実現のための基盤整備項目について述べる。</li> <li>・資源の保全・管理・活用のための整備事項について述べる。自然資源、人文資源などの地域固有の資源の保全管理は、エコツアーの基本的財産であり、その継続と深い関わりがあることを強調する。</li> <li>・保全管理のためには、資源の状態や、利用による影響をを監視するモニタリング調査が必要であり、そのフィードバックが重要であることについて述べる。</li> </ul>
--	---

<p>2-1 . ルールの策定</p> <p>( 1 ) ルールの役割</p> <p>( 2 ) ルールの策定</p>	<p>エコツーリズムの適切な実施のために検討が必要となるルールについて整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルールを策定することにより、 エコツーリズムへの気運が高まる 適正なフィールド利用が期待できる 地域資源の保全のための財源が確保できる 観光地としての魅力アップにつながる。</li> <li>・ ルールは 地域資源の利用に関する取り決め 地域資源の保全に関する取り決め 地域資源の維持・管理のためのしくみ に分類される。</li> </ul> <p>( 囲み記事 ) 利用の制限により観光地の価値が高まる  ( 事例 ) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例  ( 事例 ) 北海道内におけるエコツーリズム実践のためのガイドライン  ( 事例 ) 飛騨エコパスポート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の特性や方針に応じたルールを検討するために、ルール策定の準備段階として、基本理念の発表 現況調査の実施 現況の分析が必要である。</li> <li>・ ルールの策定主体はルールの対象と合わせて考慮する必要がある。</li> <li>・ ルールの策定では、 策定主体と対象 運用方法 適用方法 内容を決定する。</li> <li>・ ルール内容を検討する注意点は、基本理念に基づいたルールであること 地域全体を見ること 根拠が明らかであること 内容の改定を視野に入れること である。</li> <li>・ ルールの策定方法には、 アンケート・ヒアリング等の実施による意見徴収 フォーラム・ワークショップの開催 策定委員会の設置 などがある。</li> </ul> <p>( 事例 ) 基本理念や基本方針の例  ( 囲み記事 ) 観光客がルール策定に参加する  ( 事例 ) 座間味村ホエールウォッチング協会自主ルール  ( 囲み記事 ) ガイドの資格・認定制度</p>
<p>2-2 . ルールの共有</p> <p>( 1 ) 地域内での理解</p>	<p>策定したルールを守るために、観光事業者、住民、利用者の共通理解を得る方法を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光事業者の理解を得るためには、観光利用の際にルールがどのように適用されるのかなどの具体的な説明が必要である。</li> <li>・ 地元住民の理解を得ることも必要である。</li> </ul> <p>( 事例 ) 仲間川地区保全利用協定</p>

( 2 ) 利用者の理解

- ・ 観光客に伝えるべきルールはタイミング別に 来訪前に伝える必要があるルール 来訪中に伝えるルールがある。
- ・ ルールを伝える手段は インターネット ガイドブックや旅行会社のチラシへの掲載 ビデオ上映 ルールブックの配布 看板 掲示ガイド(人)による説明 などが挙げられる。
- ・ ルールを伝える際の注意点は、 ルールの背景を明らかにする 効果的なタイミングで伝える 効果的な媒体で伝える ことである。

(事例) 南島および石門一帯の適正な利用のルール

3 - 1 . エコツアープログラムの企画

( 1 ) エコツアーの魅力

魅力あるエコツアーのプログラムの作り方について、基本事項を述べる。

- ・ エコツアーの魅力は地域の魅力の体感にある。その地域の自然や文化に精通した専門ガイドのガイダンス（案内）があれば、その醍醐味が一層増す。そのような種類のツアーをガイドツアーという。

（囲み記事）東北マタギのエコツアーの魅力

- ・ エコツアーの魅力を高めるガイドの役割は、自然や文化を伝えるインタープリテーション、野外活動技術を指導するインストラクション、参加者の活動を促進させるファシリテーション、交渉・調整するコーディネーション、そしてエンターテイナーであること、があげられる。

（囲み記事）ガイドに求められるスキル

( 2 ) 地域の魅力の発見

- ・ 地域の魅力は、誰にとっての魅力かで大きくかわる。「外部のまなざし」が重要となる。一般的な地域の魅力は、資源の科学的学術的価値 景観的な価値 文化や歴史 快適性 人と自然との共存のあり方、が考えられる

- ・ 魅力を構成する素材を集め、オリジナルなもの、ありふれたもの、自分の考えるとおき、などにわけ、整理を行う

- ・ 素材を活かすメッセージの伝え方には、気づきや働きかけによる手法 小道具を使う手法などがあげられる。

（事例）ピッキオのインタープリテーション

( 3 ) プログラム・シナリオの開発

- ・ プログラム作りは、テーマを設定し、シナリオを作るという手順で行われる。

- ・ シナリオは、導入 つなぎ プログラム本体 まとめ、からなり、ストーリー性などが重要となる。

- ・ 魅力を高める工夫としては、意外性 不便を活かす とおきのサービス、がある。

事例 カンガルー島 山小屋のワイン

事例 アベルタスマン国立公園

事例 昼食場所の工夫

3 - 2 . エコツアーのマーケティング

プログラムを商品化する際の、基本的事項について述べる。

( 1 ) エコツアーの商品化

- ・ エコツアーを商品化するという事は、プログラムに諸条件を付与して、販売或いは購買しやすいように1つの形にすることである。

- ・ エコツアーには、自然が相手 ガイダンスが主 アウトドアアクティビティでの展開が主な手段、などの特性があり、それを留意した商品化が必要である。

- ・ エコツアーの商品化は、主催型 手配型の2つの方法がある。

- ・ 移動、食事、休憩、宿泊などツアー中は、環境への負荷を最小限にする工夫が必要である。

- ・ ツアーで使用する食材や備品などは地域調達し、ガイドは地域の住民であることが望ましい。

( 2 ) ターゲットの検討

( 3 ) 販売と販売促進

( 4 ) 品質管理

3 - 3 . エコツアー事業の進め方

( 1 ) 事業運営組織

- ・ エコツアーはあくまでも「人」が相手であり、ターゲットの設定が重要である。
  - ・ 地域の観光動向、エコツアーマーケット、エコツアー業（旅行業）などの基礎情報を収集する  
（図表）エコツアー参加者に関するデータと入手方法
  - ・ 外部、内部の環境分析を行い、提供エコツアーの強み、弱みなどを把握する。
  - ・ ターゲットは、旅行形態（同行者）旅行行動スタイル、個人の嗜好、などから設定する
  - ・ ターゲットの季節動向にあわせ、地域の資源状態との年間計画スケジュールを作る。  
（図表）フェノロジ カレンダーと年間スケジュール
  - ・ 販売方法には、直接販売と委託販売がある。  
（参考）エコツアー参加者の申し込み方法データ  
（図表）エコツアー販売方法のマトリックスの例
  - ・ 旅行会社との連携は、安定的な送客をもたらす可能性が高い反面、参加者への情報提供や予約コントロールが難しい。
  - ・ 販売促進の方法は、直接販売の場合はホームページや雑誌掲載、リピーターへの場合は会員組織やメールマガジン・情報誌の発行などがある。
  - ・ 販売や販売促進の際は、消費者契約法への対応が求められる。
  - ・ ツアー実施にむけた準備として、企画書を作る 募集を行う 当日の運営計画を作る 下見を行う 参加者を知る、を行う
  - ・ エコツアーの品質を管理するためにはツアーの評価が欠かせない。継続的な向上がエコツーリズムの基本である。
  - ・ ツアー評価の方法としては、自己評価（ガイド、事業者）参加者による評価 第三者による評価、がある。  
（図表）環境管理によるエコツアーチェック表の例
- 事業としてエコツアーの運営を行っていく際の、基本的な事項を述べる。
- ・ 事業を継続的に行っていくためには、事業理念 組織計画 収支計画が必要である。
  - ・ エコツアー事業実施の際には、自然環境に対する姿勢などの企業理念が重要となる。  
（事例）YNAC の企業理念
  - ・ エコツアーの運営組織は、形態別に株式会社、有限会社、NPO 法人、財団・社団法人、農業法人、市町村、任意団体、個人などがある。小規模な組織が多いのが特徴である。  
（参考）アウトドア体験事業者の形態別構成比・
  - ・ エコツアーを販売する際、地域の他事業者との連携という方法もある。  
（事例）富良野ネイチャークラブ（地域共同販売）



(2) 事業収支計画

(3) 安全管理に関する計画

- ・ 事業収支計画は、その組織の形態によって大きくかわる。最低限年間の収入見込みと支出予定を計画する。
- ・ エコツアー事業運営にともない、地域に利益をおちる収益分配のしくみの確立が必要である。
- ・ エコツアー事業運営おけるリスクの種類は、原因別 地象別 保険別、があげられる。特に の原因別には、気象、自然現象、動植物のリスクがある。
- ・ リスクへの対応には、損害を小さくする方法 保険を利用する方法、がある。
- ・ 安全対策としては、安全確保（健康状態チェック、催行基準の明確化） 危険の告知 緊急時の対策 保険への加入（種類）がある。  
（図表）安全管理マニュアルの作成  
（囲み記事）旅行業ツアー登山協議会 ガイドライン
- ・ 環境対策としては、ルールとマナーの告知 環境への影響を最小限にする行動、がある。
- ・ 地域で事業を継続するための対策としては、事業者ネットワークの構築 消防など地域との連携 地元住民を配慮した行動、が必要である。
- ・ ガイド・事業者は、フィールドの持続的な活用にむけて、モニタリングや清掃活動などのフィールド管理で重要な役割を果たす。また、モニタリングなどで得られた結果は、常に管理者へフィードバックが必要である。  
（事例）フィールド管理 然別湖  
（囲み記事）ホーストレッキング事業者による林道警護

（北海道森林騎馬隊）

4-1 資源の管理と形成

(1) 自然生態系の管理

- ・ 生態系についての基本的定義を示し、人間の存在や人間活動も含んでいること、すなわち人による持続可能な利用が生態系の維持において必要であること、エコツーリズムはそれを学ぶ入り口であることを述べる。
- ・ 生物多様性の危機と保全について、生物多様性国家戦略の例を引いて紹介する。

(事例)クマの保護管理と生態系の維持(軽井沢)

(事例)外来種問題(琵琶湖のブラックバス、神奈川のアライグマ)

(事例)アザラシを対象としたエコツアー(北海道)

- ・ 自然植生の管理について、森林・草原・湿地における生態系の例を引き、直面する課題と人間との関わり、保全おあり方について述べる。
- ・ 自然林と二次的自然それぞれについての保全、管理、復元の考え方を述べる。

(事例)霞ヶ浦アサザ・プロジェクト

(事例)阿蘇における草原の再生・復元

(事例)田んぼのメダカ保全プロジェクト(兵庫県) 等

- ・ 動物相と個体管理について、希少種、普通種、被害動物、野生生物などの対象ごとに考え方を述べる。

(事例)ウミガメの保護(屋久島)

(事例)エゾシカの個体数管理(北海道)

(事例)イルカの個体数管理(御蔵島)

(事例)生物多様性を維持する農業(長野県飯島)

(2) 景観の管理

- ・ 特徴的土地利用の管理
- (事例)青森県横浜町 菜の花畑のトラスト運動
- (事例)茨城県霞ヶ浦・北浦 帆びき船の復活
- ・ 伝統的な街並みの管理
- (事例)岐阜県白川村 住民組織を中心とした街並み景観の保全
- (事例)京都府美山町 都市と地域の交流組織による景観保全の支援

- ・ 街並み景観の形成、管理

(事例)山形県金山町 住宅産業、伝統技術、林業などと結びつけた景観形成

(事例)熊本県南小国町 黒川温泉の街並みづくり

- ・ 美化・清掃活動の実施

(事例)尾瀬の「ゴミ持ち帰り運動」

(事例)島根県松江市 堀川の環境改善と観光振興

(3) その他資源の管理

- ・ 祭りなど地域イベントの維持、演出

(事例)長野県南信濃村 村外客の参加による祭りの存続

(事例)熊本県清和村 伝統芸能「清和文楽」と観光振興

- ・ 地域における特徴的な料理の維持、形成

(事例)熊本県阿蘇地域 「あか牛を食べて草原を守ろう」

(事例)岩手県久慈市 山根六郷の雑穀と水車の里づくり

- ・ 地域における特産品、土産物の維持、開発

(4) 財源、担い手の確保

(事例)青森県黒石市 こけしの原材料を継承するための「こけしの森林づくり」

(事例)岐阜県高山市 朝市による地元産品振興

- ・ 受益者負担の仕組みづくり

(事例)岐阜県 環境保全税の導入

(事例)大阪府高槻市 森林レクリエーション施設の利用料金の環境への還元

- ・ 事業者負担の仕組みづくり

(事例)大分県湯布院町 「藁こづみ」の風景への民間業者からの補助金支出

(事例)事業者による環境保全活動 全日空の森づくり事業

- ・ 公的機関による補助

(事例)宮崎県綾町 町のイメージアップに繋がった環境保全型農業への支援

(事例)イギリスにおけるアメニティ空間を供給する農家に対する公的支援

4-2 . 利用のための基盤整備

(1) 利用施設の整備

- ・ 自然環境の中を巡るルートを設定するにあたっては、希少な生物種が存在したり、生態系のバランスが危機に瀕しているため利用を制限すべき場所や、環境教育や自然体験に適した場所、利用が集中しても既存の自然環境に大きな影響を与えない場所など、それぞれの場所の特性に配慮する。

- ・ 各施設の整備にあたっては、まず、その施設の必要性自体を必ず検討し、大規模な地形改変や樹木伐採など、生態系や景観に与える影響が大きい施設は避け、野外スポーツ施設など地域性が薄い施設の導入は慎重に行う。また、既存施設での代替可能性をできる限り検討する。導入が決まった施設については、想定利用者数に応じた適正な規模と、耐久性などの設備の質を設定する。

- ・ 資源保護に配慮した遊歩道の整備では 植生や生態系への配慮、 傾斜地での遊歩道（登山道）の整備 景観への配慮を検討する。

(事例)鹿児島県屋久島 縄文杉を保護する展望デッキの整備

(事例)自然環境に配慮した登山道の整備方法

- ・ ユニバーサルデザインを導入するにあたっては、利用者のために多様な選択肢を提供することと、その選択可能なメニューに関する適切な情報を提供することが重要となってくる。

(2) 情報提供のための施設整備

- ・ エコミュージアムは、市町村など広範囲の広がりを対象に、それらがまるごと博物館であり、その範囲内の動植物などの自然資源だけでなく、地域の歴史、文化、産業、景観、暮らし、習慣、伝説、言語、祭り・行事、事件、知恵、名人など、ありとあらゆる事象が全て展示物（サテライト）であるという見方を提案する。

#### 4-3 . 環境負荷軽減の実施

##### (1) ゴミ、尿尿の処理

##### (2) 大気、水質の保全、浄化

##### (3) 省エネ、新エネの促進

(事例) 徳島県美郷村 「野外博物館美郷村」のコア施設とサテライトの展示設備

(事例) 「Q 州マイコンシェルジュ」 インターネットによる情報収集・提供の仕組み

- ・ サテライトを訪れた来訪者が、そこで見聞きしたこと、体験したこと、感じたこと、考えたことなどをコア施設に持ち帰り、掲示板やカードに書き込んだり、コンピュータに入力する仕組みである。あるいは住民たちにより、各サテライトに関する歴史、いわれ、出来事、関連事項などが集まることも考えられる。

(事例) 沖縄県南大東島 来訪者参加型の情報の成長の仕組み

(事例) 沖縄県西表島 西表ワイルドライフセンター

- ・ 自然志向、健康志向が高まりとともに、特定の山域や有名山岳へ登山者が過度に集中する「オーバーユース」の問題は、植生への影響やゴミ問題などとともに、深刻な屎尿の処理問題を引き起こしている
- ・ 宿泊施設における環境への対応は、2つの視点から整理することができる。第一は、運営面における対応である。第二の視点としてあげられるのは、自然環境との共生を商品価値として訴求する宿泊施設の登場である。
- ・ 交通面における環境負荷の軽減への配慮は欠かせない。その主なものが、地域への流入交通量を抑制する「交通量のコントロール」と、環境負荷の少ない交通手段を利用する「低公害型移動手段の導入」である。

(事例) 上高地の交通対策: 自動車乗り入れ規制と低公害車の導入

- ・ 工場排水や畜産排水、家庭排水などの削減には下水道や浄化槽の整備、家畜の糞尿の堆肥化等、汚染水の流入を抑制するための方策が有効である。それに対して自然、農村、都市地域などから流入する場合は、すでに流入した水を浄化するための方策(直接浄化法)をとる必要がある。

(事例) 四万十川方式: 自然に学んだ水処理技術

- ・ 建物における省エネルギーは、その構造・設備・建材と密接に関連している。新設時には、太陽熱や自然の空気循環をうまく取り込むような設計(パッシブソーラーハウス等)や、後述する新エネルギーの利用を前提とした設計が可能である。既設建物については、省エネ改修や省エネ型の設備機器の購入・使用により対応することとなる。
- ・ 新エネルギーの種類は、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電・廃棄物熱利用等、バイオマス発電・バイオマス熱利用、未利用エネルギー利用(排熱等)、コージェネレーション、燃料電池、中小水力エネルギー等々と多岐にわたる。

#### (4) リサイクル

- ・ 現在、国全体としては、2000年の循環型社会形成推進基本法制定と一連のリサイクル関連法の整備により、3R政策(リデュース・リユース・リサイクル=発生抑制・再利用・再生利用)の方向での取り組みが進められている。
- ・ 自然環境の保全と活用の両立という観点から、エコツーリズム実施地域におけるごみの散乱防止は重要な課題である。
- ・ 食品廃棄物は、エコツーリズム参加者の飲食・宿泊に伴って必ず発生する。食品廃棄物のうち、調理残渣は、事業者側における組織的な取組により発生抑制や分別もある程度可能だが、食べ残しについては、エコツーリズム参加者の協力なしには有効な対策を立てにくい。
- ・ 食品廃棄物のリサイクルを、個別の施設だけでなく、周辺の農家・畜産家と連携して行くと、地産地消の循環ネットワークを形成することができる。さらに広範な地域循環システムを構築しようとしている試みとして、菜の花プロジェクト、アサザプロジェクトなどが挙げられる。

## モデル事業

### (1) モデル地区の選定

#### 1) スケジュール

平成 16 年

3月15日	募集開始(4月16日まで)
4月16日	応募締め切り、書類審査の開始
5月10日～17日	応募自治体のヒアリング
5月18日	二次審査の開始
5月21日	第5回幹事会において、モデル地区の検討
6月2日	第3回推進会議において、モデル地区の決定・公表

#### 2) 選定の考え方

モデル地区選定の参考基準や視点は、次のように考える。

公募要領の要件に適合していること

(公募要領の要件)

- ・エコツーリズム推進の主体は地元であるという認識に立って、主体的かつ意欲的な取り組みができること。
- ・エコツーリズム推進地域の見本として、本事業期間後も継続的な取り組みができること。
- ・事業運営に際して、適宜最適な人材を柔軟に選択し担当させることが可能であること。
- ・事業運営に際して、必要に応じ事務作業等が可能であり、かつ環境省およびエコツーリズム推進支援機関と緊密に連携し行動することが可能であること。
- ・事業実施にかかる経費の負担が可能であること。

市町村と都道府県の連携があること

応募団体が市町村の場合、都道府県の支援(財政面、県庁内の体制整備等)があること。また、応募団体が都道府県の場合、市町村の主体的取り組みがあること。

国の支援による効果が期待できること

国の支援を必要としており、その支援による顕著な効果が期待できると判断されるものであること。

当該地区の取り組みが、全国的な普及につながるものであること

他地域のモデルとなり、全国的な普及につながるものであること。

## 類型別の選定

- ・典型的エコツーリズムの適正化

その地域の自然資源が、典型的エコツーリズムの推進地域に相応しいものであることや全国のエコツーリズムの模範的な取り組みが可能な体制（行政、民間、地域を含め）がとれることなど。

- ・マスツーリズムのエコ化

一部の取り組みではなく、地域の観光業全体が取り組みに浸透するかどうか、また、そのための体制づくりに不可欠と考えられる観光事業者等地域の意識の高さなど。

- ・保全活動実践型エコツーリズムの創出

植林や里山の管理など、自然環境保全を前面に出したものや、その可能性があるものを優先しつつ、都市に近い立地など成果が期待できる地域。

(2) 応募自治体

	地域名	応募自治体		類型区分	概要
		都道府県	市町村		
1	知床半島 (北海道)	-	斜里町 羅臼町		既存のエコツーリズムをステップアップさせ、豊かな自然環境と地域産業を活かした滞在型エコツアーを展開。
2	川湯温泉 (北海道)	-	弟子屈町		地域資源を保全・活用するエコツーリズムのルールづくりやプログラム開発を実施し、地域振興を図る。
3	大雪地域 (北海道)	-	東川町 上川町		大雪山国立公園の豊かな自然環境の保全と持続的な利用を目指したガイドラインづくり、滞在型・体験型エコツアー実施。
4	沙流川流域 (北海道)	-	平取町		アイヌ文化を中心とした地域固有の自然・伝統文化を継承する地域再生プロジェクトの一環としてエコツーリズムを推進。
5	白神山地 (青森県)	-	西目屋村		白神山地世界遺産地域周辺において、自然体験ツアーを中心としたエコツーリズムを推進。
6	衣川村 (岩手県)	-	衣川村		すでに取り組んでいるグリーンツーリズムを発展させ、ふるさと自然塾を拠点とした農林業体験事業の充実を目指す。
7	二戸市 (岩手県)	-	二戸市		折爪岳県立自然公園周辺における自然体験や生活体験を通じ、地域振興と環境保全、伝統文化の伝承を図る。
8	雫石町 (岩手県)	-	雫石町		恵まれた自然環境と拠点施設、グリーンツーリズムのノウハウを活かし、環境にやさしいエコツーリズムを推進する。ガイド登録制度を検討する。
9	遠野市 (岩手県)	-	遠野市		エコツーリズムの推進をスタートしたところ。地域資源の保全と後世への継承、交流人口の拡大を目指す。
10	田尻町 (宮城県)	-	田尻町		蕪栗沼に飛来するマガンを中心としたエコツアーの実施により地域活性化を目指す。外国人もターゲット。
11	白神山地 (秋田県)	-	藤里町		白神山地世界遺産地域周辺において、自然体験や農山漁村体験を推進。交通、宿泊を含めた大がかりな取り組み。
12	八幡平 (秋田県)	-	鹿角市		年間200万人の観光客。豊かな自然と温泉保養地の立地を活かし、景観鑑賞通過型の観光形態を交流・体験型化する。
13	森吉山 (秋田県)	-	阿仁町		観光客が急増する森吉山県立自然公園周辺において滞在型観光を推進、自然資源の持続的な利用と地域活性化を図る。
14	裏磐梯 (福島県)	-	北塩原村		磐梯朝日国立公園裏磐梯地域において盛り上がりつつあるエコツーリズムの取り組みの発展を図る。
15	足利市 (栃木県)	-	足利市		里地里山における既存の自然・文化体験活動の連携・充実を図る。
16	日光市 (栃木県)	-	日光市		年間600万人の観光客。体験型に適した自然環境と歴史文化遺産を活かし、保全と観光振興の両立を目指す。
17	宇都宮市 (栃木県)	-	宇都宮市		地域の自然・歴史文化・産業遺産の活用や観光スタイルのエコ化、再生プラントとの連携等により、地域活性化を図る。
18	草津町 (群馬県)	-	草津町		地域の自然や文化を活かし、環境教育にも資するエコツーリズムを推進することにより、地域活性化を図る。
19	飯能・名栗地域 (埼玉県)	-	飯能市 名栗村		既存事業を発展させ、里地里山や林業等、地域の自然・歴史・文化的資源の持続的な活用により地域の活性化を図る。
20	白浜町 (千葉県)	-	白浜町		地域の良好な環境を観光に活かし、農業・漁業等が福祉につながる地域振興策を進める。
21	小笠原諸島 (東京都)	-	小笠原村		豊かな自然環境を有する海洋島において、エコツーリズムを推進。統一的なガイド制度の確立を目指す。
22	三浦半島 (神奈川県)	-	三浦市		恵まれた自然資源と活発な環境保全活動を活かし、首都圏生活者に対してより充実したエコツーリズムの場を提供する。
23	厚木市 (神奈川県)	-	厚木市		里地里山資源を活用した体験型学習、バリアフリーのエコツアーの実施。
24	氷見市 (富山県)	-	氷見市		漁業、棚田を中心とした体験ツアーによる地域活性化。
25	手取川流域 (石川県)	-	白峰村		合併をにらみ、白山山麓から日本海沿岸まで山・川・海を体感できるエコツアーを実施することにより地域活性化を図る。
26	加賀市 (石川県)	-	加賀市		ホスピタリティと自然・文化遺産を活かしたエコツーリズムを推進、地域資源の再評価及び地域活性化を目指す。
27	勝山市 (福井県)	-	勝山市		すでに取り組んでいるエコミュージアム構想を発展、恐竜化石やブナ林、里地などを素材に交流人口増加を目指す。



	地域名	応募自治体		類型区分	概要
		都道府県	市町村		
28	富士北麓 (山梨県)	山梨県	-		富士五湖を中心に2000万人の観光客。地域の観光産業全体をエコ化。交通、宿泊を含めた大がかりな取り組み。
29	富士河口湖町 (山梨県)	-	富士河口湖町		年間900万人の観光客。エコツーリズムの推進により、観光振興と資源保全のバランスのとれた観光地を目指す。ガイド認証制度の確立を目指す。
30	富士恩賜林 (山梨県)	-	山梨県富士吉田市外二ヶ村恩賜林有財産保護組合		一般には入山できない恩賜林を活用してエコツアーを展開し、森林文化の高揚を図る。
31	飯山市 (長野県)	-	飯山市		先駆的に取り組んできたグリーンツーリズムを発展させ、里地里山の保全と持続的機な利用を目指す。
32	南信州地域 (長野県)	-	飯田市		都市農村交流を発展させたエコツーリズムの推進により、豊かな自然環境の継承、ツーリズムによる経済効果と自然環境保全の融合を目指す。
33	奈川村 (長野県)	-	奈川村		山村の自然と文化を活用した体験型エコツアーの実施、地域住民との交流。
34	信濃町 (長野県)	-	信濃町		既存の自然体験型プログラムをネットワーク化し、総合産業としてのエコツーリズムへの転換を図る。
35	紀南地域 (三重県)	三重県	-		民間起用プロデューサーを活用し、世界文化遺産に登録される熊野古道の周辺の活性化を図る。
36	湖西地域 (滋賀県)	滋賀県	新旭町		「湖西森と里と湖のミュージアム構想」の実現に向けて、里地里山やヨシ原を舞台にまちづくりや自然環境保全につなげる仕組みづくりを推進。
37	滋賀県全域 (滋賀県)	滋賀県	-		地域の資源を活かした自然体験型観光を進める「滋賀ならではのエコツーリズム」推進事業と一体的な取り組みを実施。
38	朽木・葛川 (滋賀県)	滋賀県	-		エコツーリズムを取り入れることにより、地域と協働しながら朽木・葛川県立自然公園の保護と利用を図る。
39	木津町 (京都府)	-	木津町		地域社会との交流、歴史文化の再発見、里山再生を通じ、地域振興を図る。
40	六甲山・摩耶山 (兵庫県)	-	神戸市		瀬戸内海国立公園六甲地域における観光産業全体のエコ化(宿泊・運輸業者を含む)。
41	三田市 (兵庫県)	-	三田市		都市公園と博物館を拠点とした自然学習・環境学習の実施、地域の自然・歴史文化資源のネットワーク化を推進する。
42	熊野古道 (和歌山県)	和歌山県	-		世界文化遺産に登録される熊野古道の周辺の活性化。文化遺産から自然の価値を見直す。
43	大佐町 (岡山県)		大佐町		大佐町にある様々な自然遺産を活かしながら、魅力ある町づくりを目指す。
44	穴喰町 (徳島県)	徳島県	穴喰町		竹ヶ島海中公園で実施されている自然再生事業との連携を中心としたエコツーリズムを推進。
45	幡多地域 (高知県)	高知県	-		既存のエコツーリズムの取り組みである「幡多フィールドミュージアム」を強化・発展させ、交流人口の拡大と地域振興につなげる。
46	本川村 (高知県)	-	本川村		山村の自然と文化を活用した体験型エコツアーの実施、人工林の手入れ等の環境保全活動の推進。
47	築城町 (福岡県)	-	築城町		豊かな自然環境の保護、伝統文化の継承振興、地域リーダーの育成を図る地域まるごと博物館構築のため、エコツーリズムを推進し、地域活性化を図る。
48	鹿島市 (佐賀県)	-	鹿島市		新たな観光の形として地域資源を活かしたエコツーリズムに取り組むことにより、地域振興を図る。
49	小値賀町 (長崎県)	-	小値賀町		自然学校やエコミュージアム構想など既存の取り組みを統一・発展させ、地域活性化に資する。
50	九十九島・大村湾 (長崎県)	-	佐世保市		豊かな自然環境と内海を活かし、自然体験型の利用を推進していくとともに、持続的な利用のルール策定を目指す。
51	西彼杵半島北部 (長崎県)	-	西海町		先駆的に取り組んできたグリーンツーリズムを発展させ、自然環境や地域文化の保全と地域活性化の両立を図る。
52	祖母山麓 (大分県)	-	竹田市		既存の体験型観光の取り組みを発展させ、環境保全の視点を加えたエコツーリズムを推進。都市住民との交流を図る。
53	屋久島 (鹿児島県)	-	上屋久町 屋久町		エコツーリズム定着のため、ガイドの登録制度や資源の適正保全を図るガイドラインづくり、地域住民の参加等を推進。

類型区分： 豊かな自然の中での取り組み

多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み

里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み

# エコツーリズム推進パンフレット

(推進方策の概要版)

## (1) 目的

- ・ エコツーリズム推進会議で提案された5つの推進方策を、広く伝える。
- ・ 推進方策にある「全国エコツアー総覧」や「エコツーリズム大賞」の応募を促すツールとして活用する。

## (2) 配布方法

### 1) 都道府県

各都道府県の「自然とのふれあい主管課長」宛に、パンフレットを送付し、各市町村への配布や連絡を依頼する。

### 2) モデル事業

モデル事業におけるオリエンテーションやシンポジウム等において配布する。

### 3) 各種イベント

その他関係府省等が実施するエコツーリズムに関連するイベント等において配布する。

## (3) スケジュール

平成 16 年

6 月 2 日

6 月下旬

第 3 回推進会議にて、推進方策の決定

概要版パンフレットの完成・配布の開始

## (4) 成果物のイメージ

(次ページ参照)

\* A 4 カラー、4 ページを想定

# エコツーリズム Ecotourism

## 普及と定着のための5つの推進方策

環境省は平成15年11月から平成16年8月にかけてエコツーリズム推進会議を開催し、「エコツーリズムの発展を促す」、「エコツーリズムに積極的に取り組む地域を拡大する」、「エコツーリズム推進事業者を拡大する」、「エコツアー開発を拡大する」ことを基本目標とし、エコツーリズム発展のために取り組まれました。

**エコツーリズムとは、** 自然の恵みや人との関わりを体験とし、それらを楽しむとともに、その対象となる自然や文化の保全に責任を持つ観光のあり方である。

**エコツーリズムを成立させるために必要なものは、**  
 ・地域の自然や文化に対する理解や体験型エコツアー  
 ・地域の自然や文化を保護・維持するための取り決めルール  
 である。

(「エコツーリズムの発展」エコツーリズム推進会議資料より)

環境省  
Ministry of the Environment

p. 1

### 推進方策①エコツーリズム憲章

「エコツーリズム憲章」ではエコツーリズムの基本理念を示し、エコツーリズム推進する事業者や自治体の展開で進んだ時に立ち戻る原点とします。

エコツーリズムの発展を促すこと、自然環境の保全に配慮した設計や運営、観光施設、交通機関に関する情報を提供を行います。

### 推進方策②全国エコツアー総覧

「全国エコツアー総覧」では、エコツーリズムの実現に向けて「地域の自然や文化などの情報提供」または「地域の自然や文化の保全に配慮した設計や運営」に取り組むエコツアー、宿泊施設、交通機関に関する情報を提供を行います。

- 掲載方法  
http://ecotour-jp.com
- 掲載対象  
1. エコツアー一部門：エコツアーの情報を掲載しています。  
2. 宿泊部門：エコツーリズムの実現を目指す宿泊施設の取組み内容や宿泊情報を掲載しています。  
3. 交通部門：エコツーリズムの実現を目指す交通機関の取組み内容などの情報を掲載しています。

### 推進方策③エコツーリズム大賞

エコツーリズムの発展に向けた各地域や事業者の取組みを「エコツーリズム大賞」として表彰します。

- 表彰対象  
エコツーリズムに関わる活動の実践事例
- 審査方法  
●審査の視点  
○事業者  
○地域  
●公募方法  
第1回エコツーリズム大賞表彰式 平成17年3月

p. 2

### 推進方策④エコツーリズム推進のための手引き書

エコツーリズム推進の基本的な手法やポイントをまとめた「エコツーリズム推進のための手引き書」を作成し、エコツーリズム推進に取り組む地域を支援します。

- 公開  
インターネット・PDF版を環境省ホームページにて公開
- 出版「エコツーリズム推進の手引き(仮)」平成16年9月(10月出版予定)
- 内容  
1. エコツーリズムについて  
2. プロジェクト実施の決定と実施づくり  
3. きほんのしくみ(ルール)の策定  
4. エコツアーの実施  
5. 費用の管理と形成

### 推進方策⑤モデル事業

「モデル事業」では、〇〇のモデル地区を設け、各モデル地区の状況に応じた推進施策の実施や支援を通じて、エコツーリズムの実現を図ります。

p. 3

### エコツーリズム推進会議

第1回推進会議 平成16年11月18日  
第2回推進会議 平成17年1月18日  
第3回推進会議 平成17年4月18日  
第4回推進会議 平成17年7月18日  
第5回推進会議 平成17年10月18日

#### エコツーリズム推進の利点

- 観光客のニーズに対応する
- 観光客の滞在期間を伸ばす
- 地域の活性化に役立つ
- 自然環境や文化の保全に役立つ

#### エコツーリズム推進に関する課題

1. エコツーリズムとは何かの共通理解を促す
2. エコツアー一部門の取組に向けた課題
3. エコツアーの取組に向けた地域や事業者を広く知らせる
4. エコツアーの取組を広く知らせ、参加のきっかけを作る
5. 自然環境や文化の保全に配慮した設計や運営を行う
6. 自然環境や文化をどうやって守っていくか

#### 目標達成に向けた基本方針

1. 全国規模の取組を推進し、エコツーリズムの取組を支援する
2. エコツーリズムを推進する地域を支援する
3. エコツーリズム推進事業者を支援する

#### エコツーリズム推進方策

1. エコツーリズム憲章
2. 全国エコツアー総覧
3. エコツーリズム大賞
4. エコツーリズム推進のための手引き書
5. モデル事業

#### エコツーリズム大賞の募集!

- 応募資格  
自然、地域の自然環境、事業者など
- 応募対象  
個人、法人、団体
- 募集内容  
賞状、エコツアーの発行
- 募集期間  
平成17年1月18日
- 募集対象  
(1)エコツアー一部門 (http://ecotour-jp.com) (http://ecotour-jp.com)  
(2)宿泊部門  
(3)交通部門  
(4)自然環境や文化の保全に配慮した設計や運営を行う  
(5)自然環境や文化をどうやって守っていくか

#### 全国エコツアー総覧の募集!

「全国エコツアー総覧」は、エコツアー一部門の取組を目指す宿泊施設・交通機関を掲載する情報誌です。掲載の申し込みは、環境省のホームページから行えます。

掲載の申し込みは、環境省のホームページから行えます。掲載の申し込みは、環境省のホームページから行えます。

p. 4